

新 旧 対 照 表

第2次札幌市アイヌ施策実施プラン

令和6年3月18日認定（令和6年12月25日変更認定）

（下線部は変更部分）

変 更 後	変 更 前																									
アイヌ施策推進地域計画 1～2 （略） 3 アイヌ施策推進地域計画の目標 （1）～（2） （略） （3）数値目標 <table border="1"> <tr> <th>事業</th><td>地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業</td></tr> <tr> <td>K P I</td><td>共同利用館後継施設整備<u>事業の進捗</u></td></tr> <tr> <td>令和6年度 （基準年度）</td><td><u>基本計画の完了</u></td></tr> <tr> <td>令和7年度</td><td><u>基本設計の完了</u></td></tr> <tr> <td>令和8年度 （中間目標）</td><td><u>実施設計の完了</u></td></tr> <tr> <td>令和9年度</td><td><u>着工</u></td></tr> <tr> <td>令和10年度 （最終目標）</td><td><u>整備完了、供用開始</u></td></tr> </table> 4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項 4－1～3 （略） 4－4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業 ■札幌市アイヌ文化交流センター等管理運営事業	事業	地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業	K P I	共同利用館後継施設整備 <u>事業の進捗</u>	令和6年度 （基準年度）	<u>基本計画の完了</u>	令和7年度	<u>基本設計の完了</u>	令和8年度 （中間目標）	<u>実施設計の完了</u>	令和9年度	<u>着工</u>	令和10年度 （最終目標）	<u>整備完了、供用開始</u>	アイヌ施策推進地域計画 1～2 （略） 3 アイヌ施策推進地域計画の目標 （1）～（2） （略） （3）数値目標 <table border="1"> <tr> <th>事業</th><td>地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業</td></tr> <tr> <td>K P I</td><td>共同利用館後継施設整備<u>に係る基本計画の策定</u></td></tr> <tr> <td>令和6年度 （基準年度）</td><td><u>アイヌ施策推進委員会に基本計画報告し、承認を得る。</u></td></tr> <tr> <td>令和7年度</td><td rowspan="4"></td></tr> <tr> <td>令和8年度 （中間目標）</td></tr> <tr> <td>令和9年度</td></tr> <tr> <td>令和10年度 （最終目標）</td></tr> </table> 4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項 4－1～3 （略） 4－4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業 ■札幌市アイヌ文化交流センター等管理運営事業	事業	地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業	K P I	共同利用館後継施設整備 <u>に係る基本計画の策定</u>	令和6年度 （基準年度）	<u>アイヌ施策推進委員会に基本計画報告し、承認を得る。</u>	令和7年度		令和8年度 （中間目標）	令和9年度	令和10年度 （最終目標）
事業	地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業																									
K P I	共同利用館後継施設整備 <u>事業の進捗</u>																									
令和6年度 （基準年度）	<u>基本計画の完了</u>																									
令和7年度	<u>基本設計の完了</u>																									
令和8年度 （中間目標）	<u>実施設計の完了</u>																									
令和9年度	<u>着工</u>																									
令和10年度 （最終目標）	<u>整備完了、供用開始</u>																									
事業	地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業																									
K P I	共同利用館後継施設整備 <u>に係る基本計画の策定</u>																									
令和6年度 （基準年度）	<u>アイヌ施策推進委員会に基本計画報告し、承認を得る。</u>																									
令和7年度																										
令和8年度 （中間目標）																										
令和9年度																										
令和10年度 （最終目標）																										

変 更 後	変 更 前
・札幌市アイヌ文化交流センター及び札幌市共同利用館の管理運営等を行う。 ■児童生徒を対象としたアイヌ文化体験交流事業 ・札幌市アイヌ文化交流センター等において、小中高校生に対するアイヌ文化を体験するプログラムの提供を行う。 ・民族共生象徴空間における体験学習のほか、伝統楽器「ムックリ」の体験機会の提供、「トンコリ」の貸出等を行う。 ・夏休み・冬休み期間中にアイヌの児童生徒に対する学習支援を行う。 ■アイヌ高齢者（エカシ・フチ）の知識・経験記録事業 ・エカシ・フチが有する知識・経験を記録として整理し、アイヌ民族の文化伝承活動に活用する。 ■札幌市共同利用館後継施設整備事業 ・老朽化している札幌市共同利用館の後継施設 <u>を整備し、アイヌ文化の保存・継承等の活動促進を図る。</u> 5 （略） 6 法第 15 条第 1 項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1) 文化振興事業 事業内容：4－1 に記載する事業のうち「アイヌ伝統的生活空間の再生事業」、4－2 に記載する事業 事業期間：令和 6 年度（2024 年度）～令和 10 年度（2028 年度） 事業費：<u>154,646 千円</u> (2) 地域・産業振興事業 事業内容：4－3 に記載する事業のうち「アイヌ文化交流センターリフレッシュ事業」、「アイヌ文化関連の観光プロモーション事業」 事業期間：令和 6 年度（2024 年度）～令和 10 年度（2028 年度）	・札幌市アイヌ文化交流センター及び札幌市共同利用館の管理運営等を行う。 ■児童生徒を対象としたアイヌ文化体験交流事業 ・札幌市アイヌ文化交流センター等において、小中高校生に対するアイヌ文化を体験するプログラムの提供を行う。 ・民族共生象徴空間における体験学習のほか、伝統楽器「ムックリ」の体験機会の提供、「トンコリ」の貸出等を行う。 ・夏休み・冬休み期間中にアイヌの児童生徒に対する学習支援を行う。 ■アイヌ高齢者（エカシ・フチ）の知識・経験記録事業 ・エカシ・フチが有する知識・経験を記録として整理し、アイヌ民族の文化伝承活動に活用する。 ■札幌市共同利用館後継施設整備事業 ・老朽化している札幌市共同利用館の後継施設 <u>の整備を検討する。</u> 5 （略） 6 法第 15 条第 1 項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1) 文化振興事業 事業内容：4－1 に記載する事業のうち「アイヌ伝統的生活空間の再生事業」、4－2 に記載する事業 事業期間：令和 6 年度（2024 年度）～令和 10 年度（2028 年度） 事業費：<u>171,497 千円</u> (2) 地域・産業振興事業 事業内容：4－3 に記載する事業のうち「アイヌ文化交流センターリフレッシュ事業」、「アイヌ文化関連の観光プロモーション事業」 事業期間：令和 6 年度（2024 年度）～令和 10 年度（2028 年度）

変 更 後	変 更 前
事業費：<u>183,187 千円</u> (3) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4－4に記載する事業のうち「児童生徒を対象としたアイヌ文化体験交流事業」、「アイヌ高齢者（エカシ・フチ）の知識・経験記録事業」、「札幌市共同利用館後継施設整備事業」 事業期間：令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度） 事業費：<u>630,430 千円</u> 7～10 （略）	事業費：<u>346,513 千円</u> (3) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4－4に記載する事業のうち「児童生徒を対象としたアイヌ文化体験交流事業」、「アイヌ高齢者（エカシ・フチ）の知識・経験記録事業」、「札幌市共同利用館後継施設整備事業」 事業期間：令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度） 事業費：<u>161,880 千円</u> 7～10 （略）

アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

第2次札幌市アイヌ施策実施プラン

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道札幌市

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

札幌市には、札幌アイヌ協会ほか複数のアイヌ関連団体が存在し札幌市アイヌ文化交流センターや札幌市共同利用館（旧札幌市生活館）などを活動の拠点として、アイヌ伝統的儀式の実施・再現、アイヌ文様作品の制作、古式舞踊の披露や伝統的作物の栽培など、様々なアイヌ文化の保存・伝承等の活動が行われている。

札幌市のアイヌ施策としては、令和3年3月、アイヌ民族に関わる施策を総合的かつ計画的に推進していくため「第2次札幌市アイヌ施策推進計画」を策定し、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を目指して、市内のアイヌ関連団体と連携・協力しながら、様々な施策を推進している。

平成31年3月には、北海道・札幌の玄関口である地下鉄南北線さっぽろ駅構内に「アイヌ文化を発信する空間（愛称：ミナパ）」を整備し、札幌市民はもとより、国内外からの観光客に対して、アイヌ民族の歴史や文化への理解促進にも取り組んでいるところである。

アイヌ関連団体の活動や本市施策の展開により、市民の関心は高まりつつあるものの、アイヌの歴史や文化等に関する理解はいまだ十分とは言えない状況であるほか、アイヌ伝統文化を担ってきた人々の高齢化などにより、アイヌ文化等の保存・伝承活動の担い手が不足するとともに、高齢者（エカシ・フチ）が有する貴重な知識や経験が失われていくことが危惧される状況となっている。

また、アイヌ文化の保存・継承等の活動拠点の一つである札幌市共同利用館は、建築後約45年を経過し老朽化が進んでいることに加え、狭あいなどの理由により、多様な活動に対応することが難しくなっている。

こうした課題があることから、アイヌ民族に対する市民の理解と認識をより一層

深める取組を進めることに加え、アイヌ文化を将来に伝え繋いでいくための担い手育成と環境整備などの必要性が高まっている。

【アイヌ関連団体】

札幌アイヌ協会（設立：昭和 46 年 12 月 会長(共同代表)：阿部 一司、結城 幸司
会員数：213 名）

【アイヌ民族関連施設】

①札幌市アイヌ文化交流センター（札幌市南区小金湯 27 番地）

「アイヌ民族と市民との交流促進」、「アイヌ文化の保存・伝承と創造」、「生活館機能の充実と強化」の 3 つを柱として平成 15 年 12 月に開館。アイヌ民族の生活相談・教育相談などを行う生活館機能のほか、交流ホール、レクチャールーム、会議室等の貸館や、「見て、触れて、体験して」をコンセプトとした展示室（復元生活民具約 300 点）、来館者が気軽に立ち寄ることのできるアイヌ文化体験コーナー、アイヌ関連資料の閲覧スペース、コタンノミ等の祭事も執り行えるチセ等の屋外展示施設なども備えた多機能型交流施設。

②札幌市共同利用館（札幌市白石区本通 20 丁目南 1 番 56 号）

市民の生活文化向上と社会福祉増進を図ることを目的として、昭和 53 年に札幌市生活館として整備。平成 15 年の札幌市アイヌ文化交流センターの開館により生活館機能は廃止したが、その後も継続して、アイヌ民族の生活相談業務、アイヌ文化の伝承活動等のための交流施設として活用している。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌ施策推進法や第 2 次札幌市アイヌ施策推進計画の基本理念等を踏まえ、アイヌ伝統文化を保存・継承・振興するとともに、アイヌ民族の歴史や伝統文化に対する市民の理解を深めることなどにより、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を目指す。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業
K P I	体験交流事業参加者数	体験講座（市民）参加者数	アイヌ民族の歴史・文化等に関する講座参加者数
令和6年度 （基準年度）	125 人／年間	240 人／年間	—
令和7年度	125 人／年間	240 人／年間	270 人／年間
令和8年度 （中間目標）	125 人／年間	240 人／年間	270 人／年間
令和9年度	125 人／年間	240 人／年間	270 人／年間
令和10年度 （最終目標）	125 人／年間	240 人／年間	270 人／年間

事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業
K P I	札幌市アイヌ文化交流センター来館者数	ウポポイ・ピリカコタン周遊バスツアー参加者数	体験プログラム参加学校数
令和6年度 （基準年度）	45,000 人／年間	1,000 人／年間	130 校／年間
令和7年度	50,000 人／年間	1,000 人／年間	130 校／年間
令和8年度 （中間目標）	55,000 人／年間	1,000 人／年間	130 校／年間
令和9年度	65,000 人／年間	1,000 人／年間	130 校／年間
令和10年度 （最終目標）	65,000 人／年間	1,000 人／年間	130 校／年間

事業	地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業	地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業
K P I	アイヌ高齢者の知識・経験記録映像の利用者数	共同利用館後継施設整備 事業の進捗
令和6年度 (基準年度)	50人／年間	基本計画の完了
令和7年度	50人／年間	基本設計の完了
令和8年度 (中間目標)	50人／年間	実施設計の完了
令和9年度	50人／年間	着工
令和10年度 (最終目標)	50人／年間	整備完了、供用開始

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

■アイヌ伝統的生活空間の再生事業

- ・アイヌ民族の伝統文化活動に必要な穀物等の自然素材を栽培・育成する。
- ・自然素材を活用したアイヌ文化の体験交流の機会を創出するとともに、事業への参加を通じた人材の育成等を行う。

■アイヌ関連団体の取組に対する補助事業

- ・アイヌ民族の歴史や文化に関するシンポジウムやアイヌミュージックコンサート、アイヌ民族の伝統文化である儀式の再現など、アイヌ関連団体が行うアイヌ伝統文化の保存・継承・振興の取組に対して支援を行う。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■アイヌ文化を発信する事業

- ・地下鉄南北線さっぽろ駅構内に整備した「アイヌ文化を発信する空間」などを活用し、アイヌ民族の歴史や文化に対する理解の促進に取り組むとともに、民族共生象徴空間や札幌市アイヌ文化交流センターなど北海道内のアイヌ関連施設に関する情報発信を行う。なお、令和5年度まで大型商業施設サッポロファクトリー内に設置していた「札幌市アイヌ文化PRコーナー」については、地

下鉄大通駅周辺に移設して運営する。

- ・「アイヌ文化を発信する空間」について、老朽化した映像機器を更新するとともに、展示物や映像コンテンツを入れ替えることで施設全体をリフレッシュし、アイヌ文化をより効果的に発信する。

■アイヌ伝統文化振興事業

- ・アイヌ文化等に係る市民及びアイヌ民族向けの講座について、これまでは伝統的な手工芸を中心に展開してきたが、より多くの市民が新たな学びや気づきを得られるよう内容を拡充しながら実施する。
- ・市民とアイヌ工芸作家らによる工芸品の共同制作について、これまではタペストリー制作（刺しゅう）を中心に展開してきたが、より多くの市民が参加できるよう工芸品の種類を拡充しながら実施する。
- ・札幌市アイヌ文化交流センターにおいて、工芸品の制作体験のほか、アイヌ民族衣装を試着体験して記念撮影ができる体験コーナーを運営する。制作体験については、これまでは伝統的な手工芸を中心に展開してきたが、制作時間や制作技術の関係で参加を断念する来館者が多いため、より多くの来館者が気軽に参加できるよう内容を拡充しながら実施する。
- ・札幌市アイヌ文化交流センターにおける体験イベントについて、これまでのアイヌの人々による伝統楽器の演奏や古式舞踊の披露・市民体験等に、プログラムを順次追加し、より多くの市民の関心を高め参加者の拡大を図っていく。また、各季節のイベントに合わせてメインシステムのコンテンツを入れ替えることで、参加者にイベント内容をより分かりやすく解説する。
- ・大通公園などの公共空間を活用した古式舞踊の披露等について、コロナ禍を経てこれまで出演していた大型イベントの開催方法に変化が生じているため、新たな披露等の方法やより効果の高いイベントを選定の上実施する。
- ・市民や観光客にアイヌ文化を身近なものと感じてもらうために、各地域におけるアイヌ語由来の地名を紹介する看板等を設置する。

■人権啓発事業

- ・アイヌ民族の歴史・文化等について理解と認識を深めるとともに、アイヌ民族に対する偏見や差別を解消するため、アイヌ民族の歴史・文化等に関するパネル展や講座を開催する。
- ・アイヌ民族に関する相談を受け付ける「生活相談員」や「教育相談員」について、ステッカー等により周知する。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■アイヌ文化交流センターリフレッシュ事業

- ・老朽化し、多言語対応していない映像ガイダンス機器を更新するとともに、定期的にコンテンツも入れ替える。
- ・老朽化した交流ホール等の音響機器を更新する。
- ・老朽化したオッカヨル、メノコル、プをそれぞれ更新するとともに、その他の展示物を計画的に追加・更新する。
- ・庭園について、アイヌ文化ゆかりの植物を植栽・定植することに加え、台風等による倒木や外来植物の除去などを行い、アイヌ文化を発信する場としてより相応しくなるようリニューアルする。
- ・展示物の追加や庭園のリニューアル等に合わせて、スマートフォンのアプリケーションを活用した多言語による展示案内の内容を充実させる。
- ・路線バス車内においてアイヌ文化交流センターをPRする。
- ・札幌市アイヌ文化交流センターの認知度向上等を図るため、WEBサイトの見直しを行う。
- ・札幌市アイヌ文化交流センターへの交通利便性の確保とアイヌ文化の理解促進を図るため、アイヌ文様等を身近に感じるためのラッピングを施した送迎バスを地下鉄南北線真駒内駅と同センターの間で運行する。
- ・来館者の増加に伴い、施設への問い合わせが増加していることから、「電話自動応答システム」を導入する。

また、施設内の状況を確認することができる施設内カメラを設置し、高齢者や身体障がい者等の支援が必要な来館者に速やかに対応できる態勢を構築し、来館者の安全確保と利用しやすい環境を整備する。

■アイヌ文化関連の観光プロモーション事業

- ・民族共生象徴空間ウポポイと札幌市アイヌ文化交流センターを巡るバスツアーを実施する。
- ・札幌市内のアイヌ関連施設等を巡るバスツアーを実施する。

■アイヌ文化のブランド化推進事業

- ・アイヌ工芸作家と来場者との交流機会を設けるため、令和4年度に新たに立ち上げたアイヌ工芸品販売会（プロモーション事業）「札幌アイヌアーティスト」を定着させ、アイヌ文化及びアイヌ工芸品のブランド化を推進する。
- ・各種PR映像を活用したプロモーションを行う。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■札幌市アイヌ文化交流センター等管理運営事業

- ・札幌市アイヌ文化交流センター及び札幌市共同利用館の管理運営等を行う。

■児童生徒を対象としたアイヌ文化体験交流事業

- ・札幌市アイヌ文化交流センター等において、小中高校生に対するアイヌ文化を体験するプログラムの提供を行う。
- ・民族共生象徴空間における体験学習のほか、伝統楽器「ムックリ」の体験機会の提供、「トンコリ」の貸出等を行う。
- ・夏休み・冬休み期間中にアイヌの児童生徒に対する学習支援を行う。

■アイヌ高齢者（エカシ・フチ）の知識・経験記録事業

- ・エカシ・フチが有する知識・経験を記録として整理し、アイヌ民族の文化伝承活動に活用する。

■札幌市共同利用館後継施設整備事業

- ・老朽化している札幌市共同利用館の後継施設を整備し、アイヌ文化の保存・継承等の活動促進を図る。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和11年（2029年）3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1に記載する事業のうち「アイヌ伝統的生活空間の再生事業」、4-2に記載する事業

事業期間：令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）

事業費：154,646千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3に記載する事業のうち「アイヌ文化交流センターリフレッシュ事業」、「アイヌ文化関連の観光プロモーション事業」

事業期間：令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）

事業費：183,187千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4に記載する事業のうち「児童生徒を対象としたアイヌ文化体験交流事業」、「アイヌ高齢者（エカシ・フチ）の知識・経験記録事業」、

「札幌市共同利用館後継施設整備事業」

事業期間：令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）

事業費：630,430千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

- 4-1 に記載する事業は、アイヌ民族の伝統文化活動を推進し、伝統文化を保存・継承・振興することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すものである。
- 4-2 に記載する事業は、先住民族であるアイヌ民族の歴史・文化に関する情報を発信し、市民のアイヌ文化等に対する理解を促進することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すものである。
- 4-3 に記載する事業は、アイヌ文化の保存・継承・振興の拠点である札幌市アイヌ文化交流センター機能の充実、アイヌ文化関連の観光プロモーションや、アイヌ文化のブランド化推進を展開することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すものである。
- 4-4 に記載する事業は、児童生徒がアイヌ文化等に触れる機会を創出することで興味を喚起し、アイヌ文化に対する理解を促進すること、また知識や経験を継承する機会や地域交流の場を整備することで、これまで以上に世代間交流が活発化し、アイヌ伝統文化の保存・継承等の活動もさらに充実することによって、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

4に記載の事業については、札幌市が直接又は委託により実施するものであるが、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることから、それぞれ反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

6に記載の事業については、各事業のそれぞれの所管部局において、確実かつ効率的に実施することのできる事業者を選定する。

■外部の意見聴取

当該アイヌ施策推進地域計画の策定に当たっては、アイヌ民族、有識者及び公募による市民で構成された「札幌市アイヌ施策推進委員会」の場において、意見を聴取しているが、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 評価の手法

3に記載するKPIについて、実績値を公表する。また、札幌市アイヌ施策推進委員会において、目標の達成状況等について検証する。

(2) 評価の時期及び内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度5～6月頃に札幌市アイヌ施策推進委員会による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 評価結果の公表

目標の達成状況に係る評価結果については、札幌市公式ホームページにて公表する。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

(1) 当該事業の必要性等

札幌市は、石狩平野の南西部に位置し、東は石狩川から野幌原始林にかけての低地帯、西は手稲山系、南は支笏洞爺国立公園に連なる一大山地、北は日本海に隣接する石狩砂丘地に囲まれた全国屈指の広大な面積を有した都市である。

森林面積は71,359haで森林率は約64%となっており、そのうち約79%が国有林で占められている。

アイヌ民族は、伝統的な儀式に用いるイナウ（木製の祭具）をはじめとする各種の生活用具を、周辺の森林から採取した樹木の枝・幹等の林産物を材料として制作してきた。

こうした林産物の採取は、採取する樹木等の減少により、民有林での採取が困難

になりつつあり、石狩森林管理署と「アイヌ共用林野設定契約」を締結し、令和5年度から国有林での採取が可能となった。令和6年度以降も、アイヌ伝統文化の保存・継承・振興のため、国有林野での継続的な採取についてアイヌ民族から求められている。

(2) 当該事業により採取する林産物の種類、使用目的

【祭具の材料】

ヤナギ、ミズキ、キハダ等

【民具の材料】

イチイ、オヒョウ、ガマ、サルナシ、山ブドウツル、カツラ、シナノキ、ハシドイ、ホウノキ、イタヤカエデ、ハリギリ、エンジュ、ツリバナ等

【アイヌ料理の材料】

アズキナ、オオウバユリ、キハダの実、ニリンソウ等

(3) 当該事業により採取する林産物の概ねの数量

採取する林産物の数量は、国有林野から採取可能な量として資源状況等を確認した上で設定

(4) 林産物の採取を希望する場所及び管轄する森林管理署の名称

場所：札幌市内 国有林野

管轄：石狩森林管理署

(5) 予定する契約者

札幌市

(6) 予定する共用者

札幌市内に居住する者であって、アイヌ文化の保存・継承・振興のために共用林野から林産物の採取を行うことが必要な者

(7) 森林管理署との調整状況

令和5年3月27日に石狩森林管理署と「アイヌ共用林野設定契約」を締結済み（契約期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日）。令和6年度以降の契約内容について、石狩森林管理署からは概ね了解が得られている。

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

なし。